

喬木村統合保育園建設事業設計業務に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、喬木村統合保育園の建築設計者をプロポーザルにより選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2. 設計業務の概要

- | | | |
|----------|---|----------------------|
| (1)業務名 | 喬木村統合保育園建設事業設計業務委託 | |
| (2)業務内容 | 喬木村統合保育園の基本設計及び実施設計
・建築物(建設工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事等)
・付帯工事(地盤調査・進入路・駐車場工事・その他想定される工事)
※工事監理については、本業務の受託業者と随意契約を行う予定。 | |
| (3)施設の場所 | 長野県下伊那郡喬木村 1925 番地 1 ほか……(別紙位置図参照) | |
| (4)履行期間 | 基本設計完了 | 事業認定申請資料(令和2年8月)(予定) |
| | 実施設計完了 | 令和2年10月末まで(予定) |

3. 喬木村統合保育園建設事業概要

(1)事業計画(予定)

- 基本設計・実施設計等(令和2年度)
- 建設工事着手(令和3年度上半)
- 建設工事竣工(令和4年度上半)

(2)事業内容

- | | |
|-------|--|
| 建物用途 | 保育園(認可保育園) |
| 所在地 | 下伊那郡喬木村 1925 番地 1 ほか |
| 敷地面積 | 10,000 m ² 以内 現況地目(畑) 都市計画区域外 |
| 想定規模 | 延べ床面積 2,000 m ² 以内 |
| 定員 | 200 名規模(0歳児～5歳児) |
| 概算工事費 | 800,000 千円以内(造成費・外構工事・消費税含) |

(3) 喬木村統合保育園建設のコンセプト(提案を求める事項)

①安全・安心に配慮した保育園

- ・地震等の天災を考慮し、避難し易い構造と配置(耐震性に優れた構造)
(地形(形状)を利用した構造で、避難時等の安全が十分確保できるのであれば階数(平屋建・2階建)は問わない)
- ・開放感を維持しながらも、不審者等防犯対策を考慮し、死角をできる限り削減(職員室配置の工夫など)
- ・日常生活において、保育士が常に子どもの近くにいられる環境

②園児がのびのびと元気よく楽しく活動できる、ゆとりある保育園(保育しやすい環境)

- ・安全で自発的な活動(不便の中に育ちがある空間、実体験ができるような)を可能とすると共に、安心して過ごせる空間の確保
- ・園児が年齢を超え、集団で活動できる広々とした空間の創設
- ・年齢にあった園児の活動の場の確保、園児の行動を把握しやすい間取り
- ・受け入れ状況(未満児入園希望者等)の大きな変化に対応できる保育室の配置と年齢に応じた間仕切り等設置の工夫

③自然とのふれあいや生命・食育体験ができる保育園

- ・自然とのふれあいの中で、四季の変化を感じとり、好奇心や探究心をもてるような環境
- ・立地条件を最大限に生かし、常に五感を刺激できるような環境と遊び場の提供

④省資源・省エネ対策及び環境保全に配慮した快適な保育園

- ・自然エネルギー(風力・地熱・太陽光)等の利活用による環境への配慮と経費削減
- ・断熱・遮熱効果の大きい建材や県産材など自然素材の適宜活用
- ・園児の安全安心に配慮した適度な空調整備(自然の光・風など含め)
- ・建物・施設の維持管理(メンテナンス)の容易性と耐久性の確保

⑤送迎の安全と利便性等、保護者にも配慮した保育園

- ・周辺道路等から子ども達への安全性を考慮した外構
- ・通園時における車輛の円滑な流れ、駐車場内の渋滞回避
- ・道路・駐車場等から園児・保護者の安全を確保する動線の確保
- ・駐車場、送迎バス乗降スペースから園舎までの安全とアプローチの容易さ

⑥地域住民が親しみを持てる保育園

- ・周辺環境に配慮した、建物・景観の創造
- ・保護者等からの要望を可能な限り実施設計に反映

⑦独創性(付加価値)を加味した保育園

- ・リニア通過を目の当たりにできる立地条件の有効活用(屋上の利活用等)
- ・雨天時に園庭(一部)が利用できる等の工夫
- ・保小中連携を見据えたICT環境の整備
- ・設計者としての独創的提案

4. プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、以下の(1)に掲げる要件を満たしている単体企業又は(2)に掲げる要件を満たしている共同企業体であること。なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 単体企業

- ① 喬木村建設工事入札事務取扱要綱(昭和39年規則第6号)第5に規定する有資格業者名簿又は長野県建設工事入札参加資格者名簿に登録された、設計・測量・建設コンサルタント業者であること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 契約締結までの間に、長野県及び県内各市町村の指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 常勤の建築士法第5条の規定による一級建築士免許の登録者が2名以上いること。
- ⑥ 監理技術者として一級建築士を配置できること。
- ⑦ 飯田市、下伊那郡内に本社を有すること。
- ⑧ 保育園・幼稚園・認定子ども園・児童福祉施設等の設計業務を行った実績があること。

(2) 共同企業体

- ① 上記(1)①から⑥の要件を満たしている者同士により構成される共同企業体であること。
- ② 構成員のうち1者は、上記(1)⑦から⑧の要件を満たすこと。
- ③ 長野県内に本社を有すること。

(3) 応募に対する制限

- ① 所属事務所からの応募は1点のみとする。
- ② 応募の際、協力者(専門分野における技術の提供を行うものをいう。)を加えることは可とするが、一方でその協力者が自ら応募者となることはできない。

5. 審査方法等

本プロポーザルは、二段階審査方式で実施する。プロポーザルの審査項目は、次に掲げるものとし、第一次審査は、喬木村請負人選定委員会、第二次審査は、喬木村統合保育園評価委員会で審査し決定する。

(1) 第一次審査「参加表明書」による。

参加表明書に基づき審査を行い、第二次審査対象者を選定する。

委託業務に対する履行能力

- ・技術者数及び有資格者数等から判断される組織力
- ・業務実績
- ・配置技術者の資格・業務実績・経験年数 など

(2) 第二次審査「技術提案書」による。

- ① 第一次審査で選定された参加者に対して技術提案書の提出を求め、提案内容に関するヒアリング及び審査を実施し、喬木村統合保育園建設に最適な委託候補者を選定する。

【審査評価基準】

審査は外観デザイン(立面計画)、平面計画、設計・コンセプトに対する考え方、業務見積書等、「技術提案書」の必要記載事項について総合的に審査を行う。

- ② ヒアリング及び審査会議は、非公開とする。

6. 参加表明書及び技術提案書の作成様式

参加表明書及び技術提案書については、別紙「参加表明書記載要領」及び「技術提案書記載要領」に基づき作成すること。

7. ヒアリングの実施

第一次審査「参加表明書」でのヒアリングは実施しない。

第二次審査のヒアリングは、提案者による技術提案書の説明とあわせて実施する。

ヒアリングの日時(令和2年7月15日(水)予定)とし、時間・場所等は選定後、別途通知する。

8. 手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒395-1107 長野県下伊那郡喬木村 6664

喬木村教育委員会事務局 子ども教育係

電話/0265-33-2002 FAX/0265-33-3682

E-Mail/kyoiku@vill.takagi.nagano.jp

(2) 作成要領等の交付期間

- ① 交付期間：令和2年5月25日(月) から 6月4日(木)

- ② 交付方法：喬木村ホームページ <http://www.vill.takagi.nagano.jp/>

(3) 第一次審査 参加表明書の提出期限等

- ① 提出期限：令和2年6月5日(金) 午後5時15分

- ② 提出場所：上記8(1)に同じ

- ③ 提出方法：持参及び郵送

- ④ 提出部数：10部(正本1部、複製本9部) 別紙「参加表明書作成要領」より

- ⑤ その他：プロポーザル及び参加表明書に関する質問はFAXでのみで受け付ける。

書式は、問合せ及び質問書(様式7)を使用すること。

質問の回答は、下記の期間、喬木村ホームページにて閲覧に供する。

受付期間:令和2年5月26日(火) から 6月2日(火)

土曜日・日曜日は除く、午前9時から午後5時まで

(4) 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、令和2年6月上旬に、参加表明書を提出した全社に書面により通知する。

(5) 第二次審査(第一次審査で選定された参加者のみ) 技術提案書の提出

- ① 技術提案書(任意様式) 別紙「技術提案書記載要領」参照
A3 版 6 枚程度(片面印刷)
必要記載事項
◎配置図・平面図・立面図・鳥瞰図 等
◎本施設の設計に関する基本的な考え方、コンセプトに関する提案など
◎設計監理業務見積書(見積額は設計業務と監理業務が分かるようにすること)
◎概算工事費見積書
- ② 提出期限：令和2年7月6日(月) 土曜日・日曜日は除く、午前9時から午後5時まで
- ③ 提出場所：上記8(1)に同じ
- ④ 提出方法：持参
- ⑤ 提出部数：15部(正本1部、複製本14部)
- ⑥ その他：技術提案書に関する質問はFAXのみで受け付ける。
書式は、問合せ及び質問書(様式9)を使用すること。
質問の回答は、第二次審査参加者にE-Mail等で通知する。
受付期間 第一次審査結果通知から令和2年6月26日(金)
土曜日・日曜日は除く、午前9時から午後5時まで

(6) 第二次審査結果の通知

第二次審査の結果は、令和2年7月下旬に、技術提案書を提出した全社に書面により通知する。

9. その他

(1) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次に該当する場合には、無効となる。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 審査結果に影響を与える工作等不正な行為が行われたもの

(2) 受注資格の喪失

本件業務を受注した事務所等(協力を受ける他の事務所等を含む。)が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

(3) 提出に伴う費用

参加表明書提出に係る費用については参加者負担とする。

第二次審査ヒアリング(技術提案書提出)参加者については、プロポーザル参加経費として謝金(50,000円)を支払う。(契約者を除く)

(4) 業務委託契約

- ① 委託料は、村が定める喬木村統合保育園設計業務に係わる設計委託料の予定価格以内とする。
 - ② 契約締結の交渉
村は、本プロポーザルにおける選定者との間で、契約締結交渉を行う。但し、選定者に事故等あり、契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- (5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病気休職、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (6) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された提案書は村が保存・記録し公表する権利を有するものとし、事業者選定後、提出案について村が自由に使用することができ拘束を受けないものとする。
- (8) 具体的な設計作業については、契約後において技術提案書を反映しつつ、村の提案に基づき協議の上、変更することを要する。
- (9) 技術提案書作成のために喬木村から受領した資料は、喬木村の許可なく公表し、又は使用することはできない。
- (10) FAX 等の通信事故については、喬木村はいかなる責任も負わない。
- (11) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、喬木村が別に定める。

別表1) 保育園施設概要 (例)

	居室名等	部屋数	備考
1	保育室	5歳児	2 想定人員 45名
2		4歳児	2 想定人員 45名
3		3歳児	2 想定人員 45名
4		2歳児	2 想定人員 30名 ゆとりあるスペース希望
5		1歳児	1 想定人員 20名 //
6		0歳児	1 想定人員 15名 //
7	延長保育室	2	以上児・未満児 (併用可能であれば1)
8	職員室 (保健室含)	1	職員 30名程度
9	相談室	1	
10	遊戯室大 (ステージ) ・小	2	以上児用・未満児用 (小)
11	調理室 (食品庫等含)	1	専用更衣室・トイレ
12	更衣室 (男・女)	1	職員 40名程度 (内: 男 2名程度)
13	休憩室 (職員)	1	
14	教材庫	必要数	
15	倉庫	必要数	
16	トイレ (園児・大人)	必要数	年齢に応じたサイズ (未満シャワー室)
17	その他	必要数	

屋外

18	運動場 (園庭)		大・小
19	遊具		計画場所
20	砂場		
21	植栽 (畑等)		
22	足洗い場等		
23	プール		技術的提案希望
24	駐車場 (バス乗降スペース)		職員用 40台・保護者用 80台程度を想定
25	その他		

※上記、施設概要は参考であるため、設計者としての独自の提案を求める。

(想定人員又は急な受入児童の増加にも対応可能な部屋割、部屋数等の提案を希望)

【建物構造】

- ・建設地の立地条件を最大限活用し、造成費等コスト面にも配慮した設計を希望する。
- ・保育園建設にあたり安全面、維持管理コストへの配慮はもとより、付加価値についても配慮いただき、独創性を加味した園舎建設を望む。(屋上の利活用等)
- ・保育室は合同保育が可能となる構造に配慮する。
- ・省資源・省エネ対策及び環境保全に対する新エネルギーの導入と財源確保の提案を希望する。
- ・コスト削減とメンテナンスについての配慮。

- ・運動場(メイン園庭)は広く、雨天時の際にも一部利用できる等の工夫が欲しい。安全上、未満児用の園庭も整備したい。
- ・プールについては、立地条件、面積要件、メンテナンス・コスト面を重視し、設置箇所(埋込式・据置式・可動式)及び暑さ対策等についての技術的提案を希望する。

【駐車場】

- ・送迎を安全かつ容易にする配置と渋滞回避(動線の確保)への提案を希望する。
- ・保護者用(送迎)駐車場と保育士駐車場を敷地内に確保し、送迎バスの運行を計画していることから乗降スペースの確保も考慮いただきたい。
- ・隣接する道路は小中学生の通学路となっているため、児童生徒の安全確保にも配慮が必要。
- ・休園時には駐車場の一般開放を想定。

【その他】

- ・雨水等処理については、浸透枡等による敷地内処理を原則とする。
- ・保育園建設地西側(残地約 6,000 m²)については、保育園建設後、公的事業(住宅分譲地)として活用予定。
- ・保育施設のIT化の推進(大型モニターによる連絡ボード・活動写真の掲示など)